

【機器構成内訳】		
品名	数量	単位
手術用顕微鏡装置	1	式
【構成内容】		
手術用顕微鏡本体 1台	1	台
手術顕微鏡用スタンド	1	台
映像システム	1	式
その他付属品	1	式

## 【調達物品の備えるべき技術的要件】

(手術用顕微鏡本体に関する要件)
1 手術用顕微鏡本体は以下の要件を満たすこと。
1-1 光学系は、色収差を取り除いた色再現性に優れたアポクロマトレンズを採用していること。
1-2 術者に対して右または左方助手と180° 対面に双眼鏡筒を有し、対面双眼鏡筒には独立したフォーカスダイヤルが備わっていること。
1-3 光学系は、焦点深度と高解像度を提供するFusionOpticsであること。
1-4 照明はSAI(スモールアングルイルミネーション)を採用していること。
1-5 ズーム機構は電動式で、ズーム比が1:6以上であること。
1-6 ワイヤレスフットスイッチを有しており、乾電池でも駆動し、電池残量を通知する機能があること。
1-7 照明は400W以上のキセノンランプを2個搭載しており主光源、予備光源で電源回路が独立していること。
1-8 照明部は、熱傷障害を防ぐ為に作動距離、倍率に応じて光量、照野径を自動で調整できる安全機能を有していること。
1-9 焦点を合わせる為に、2本のレーザービームを用いたスピードスポット機能を有していること。
1-10 鏡基部の動作範囲は、±270度以上の回転角、前30度/後120度以上の前後傾斜角、各50度以上の左右傾斜角であること。
1-11 操作機能は、電動によるXY軸移動機能により、微細な前後左右の移動が行え、フットスイッチ/ハンドル制御にて操作ができること。
1-12 ICG血管蛍光観察機能を有すること。かつ、術野映像とICG映像を合成し、カラーICG映像としてリアルタイムに観察が可能であること。またハンドルのボタンの操作で録画、再生が可能であること。
1-13 5 ALA腫瘍蛍光観察機能を有すること。かつ、ARデジタル処理によって腫瘍蛍光を強調する機能を有すること。またハンドルのボタンの操作で強調した蛍光画像や通常の蛍光画像を切替可能であること。

(手術顕微鏡用スタンドに関する要件)
2 手術顕微鏡用スタンドについては、以下の要件を満たすこと。
2-1 顕微鏡のセッティング・移動がスムーズに行え、確実に固定できる電磁ロックシステムを採用していること。
2-2 スタンドにはオートバランス機能を有すること。
2-3 スタンドにはドレープ吸引機能が搭載されていること。
2-4 オーバーヘッドポジショニングが可能であるカウンターウェイト方式のスタンドであること。
2-5 スタンドベースは760mm×760mm以下、リーチ最大長は1925mm以上であること。
(映像システムに関する要件)
3 手術顕微鏡用スタンドについては、以下の要件を満たすこと。
3-1 鏡基部フルハイビジョン規格以上のカメラが搭載されていること。
3-2 27インチ以上、フルハイビジョン規格以上のモニターを顕微鏡に搭載していること。
(搬入、設置工事、調整、稼働テストに関する要件)
4 搬入、設置工事、調整、稼働テストに関しては、以下の要件を満たすこと。
4-1 設置工事等の実施にあたっては設置担当者とあらかじめ打ち合わせのうえ実施すること。
4-2 搬入、設置のためのルート確保、養生等は納入業者が実施すること。
4-3 設置場所は現場担当者が指定した場所とすること。
4-4 搬入、設置工事等の期間中、これらの作業に起因して病院運営業務に支障がでないよう必要な措置を講じること。
4-5 搬入、搬出に伴う費用は納入業者の負担とすること。
(保守体制等に関する要件)
5 保守体制等については、以下の要件を満たすこと。
5-1 納入後1年間は、通常の使用で故障した場合の無償修理に応じること。
5-2 本システムの運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
5-3 納品後のサポートサービスを履行すること。

(取り扱い説明、教育訓練、その他に関する要件)
6 取り扱い説明、教育訓練、その他については、以下の要件を満たすこと。
6-1 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に対して十分に行うこと。教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、現場担当者との協議のうえ決定すること。
6-2 当院が必要と認めた時は、追加の教育訓練を納入後1年間は無償で行うこと。
6-3 日本語による取扱説明書を提出すること。また簡易マニュアルについても提出すること。
6-4 病院内での停電時における手術用顕微鏡装置の電源復旧マニュアルを提出すること。
6-5 本システム導入に伴い必要となる、医療法および電波法などの届出書類に関する資料を提出し、必要届出のサポートを行うこと。
(その他特記事項に関する要件)
7 その他特記事項
7-1 納入品については全て新品（リファービッシュ品は不可）であること。
7-2 納入品については搬入、据付および調整を行うこと。
7-3 納入後1年以内に機能向上があった場合は、当院担当職員との協議のうえ、導入を検討すること。
7-4 仕様の細部についてはすべて当院の承認および指示をうけること。
7-5 その他定めのない事項については、当院担当職員との協議のうえ、その指示に従うこと。